

## 議案第82号 小松島市火災予防条例の一部を改正する条例について

### 《改正の趣旨》

火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出先を「消防署長」に改めるとともに、条文中に一部、文章上の不備等があることから、これを改めるもの。

小松島市火災予防条例(昭和37年小松島市条例第10号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(炉)</p> <p>第3条 炉の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合(不燃材料(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。)で有効に仕上げをした建築物等(消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「令」という。)第5条第1項第1号に規定する建築物等をいう。以下同じ。)の部分の構造が耐火構造(建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。)であって、間柱、下地その他主要な部分を準不燃材料(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条第5号に規定する準不燃材料をいう。以下同じ。)で造ったものである場合又は当該建築物等の部分の構造が耐火構造以外の構造であって、間柱、下地その他主要な部分を不燃材料で造ったもの(有効に遮熱できるものに限る。))である場合をいう。</p>	<p>(炉)</p> <p>第3条 炉の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合(不燃材料(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。)で有効に仕上げをした建築物等(消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「令」という。)第5条第1項第1号に規定する建築物等をいう。以下同じ。)の部分の構造が耐火構造(建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。)であって、間柱、下地その他主要な部分を準不燃材料(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条第5号に規定する準不燃材料をいう。以下同じ。)で造ったものである場合又は当該建築物等の部分の構造が耐火構造以外の構造であって、間柱、下地その他主要な部分を不燃材料で造ったもの(有効に遮熱できるものに限る。))である場合をいう。</p>	

以下同じ。)を除き、建築物等及び可燃性の物品から次の各号に掲げる距離のうち、火災予防上安全な距離として消防長が認める距離以上の距離を保つこと。

ア 別表第3の炉の項に掲げる距離

イ 対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準(平成14年消防庁告示第1号)により得られる距離

(2)～(19) (略)

2～4 (略)

(液体燃料を使用する器具)

第18条 液体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から次の各号に掲げる距離のうち、火災予防上安全な距離として消防長(消防署長)が認める距離以上の距離を保つこと。

ア 別表第3の左欄に掲げる種類等に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる距離

イ 対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離

(2)～(13) (略)

2 (略)

以下同じ。)を除き、建築物等及び可燃性の物品から次に掲げる距離のうち、火災予防上安全な距離として消防長が認める距離以上の距離を保つこと。

ア 別表第3の炉の項に掲げる距離

イ 対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準(平成14年消防庁告示第1号)により得られる距離

(2)～(19) (略)

2～4 (略)

(液体燃料を使用する器具)

第18条 液体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から次に掲げる距離のうち、火災予防上安全な距離として消防長(消防署長)が認める距離以上の距離を保つこと。

ア 別表第3の左欄に掲げる種類等に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる距離

イ 対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離

(2)～(13) (略)

2 (略)

改正

改正

(基準の特例)

第22条の2 この節の規定は、この節に掲げる器具について、消防長が、当該器具の取扱い及び周囲の状況から判断して、この節の規定による基準によらなくとも、火災予防上支障がないと認めるとき又は予想しない特殊の器具を用いることにより、この節の規定による基準による場合と同等以上の効力があると認めるときにおいては、適用しない。

(指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等)

第31条の7 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵物及び取扱いの危険物の類ごとに共通する技術上の基準は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 第2類の危険物は、酸化剤との接触若しくは混合、炎、火花若しくは高温体との接近又は過熱を避けるとともに、鉄粉、金属粉及びマグネシウム並びにこれらのいずれかを含有するものにあつては水又は酸との接触を避け、引火性個体にあつてはみだりに蒸気を発生させないこと。

(3)～(6) (略)

2 (略)

(可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等)

第33条 別表第8の品名欄に掲げる物品で同表の数量欄に定める

(基準の特例)

第22条の2 この節の規定は、この節に掲げる器具について、消防長が、当該器具の取扱い及び周囲の状況から判断して、この節の規定による基準によらなくとも、火災予防上支障がないと認めるとき又は予想しない特殊の器具を用いることにより、この節の規定による基準による場合と同等以上の効力があると認めるときにおいては、適用しない。

(指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等)

第31条の7 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの危険物の類ごとに共通する技術上の基準は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 第2類の危険物は、酸化剤との接触若しくは混合、炎、火花若しくは高温体との接近又は過熱を避けるとともに、鉄粉、金属粉及びマグネシウム並びにこれらのいずれかを含有するものにあつては水又は酸との接触を避け、引火性固体にあつてはみだりに蒸気を発生させないこと。

(3)～(6) (略)

2 (略)

(可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等)

第33条 別表第8の品名欄に掲げる物品で同表の数量欄に定める

改正

改正

改正

数量以上のもの(以下「指定可燃物」という。)のうち可燃性固体類(同表備考第6号に規定する可燃性固体類をいう。以下同じ。)及び可燃性液体類(同表備考第8号に規定する可燃性液体類をいう。以下同じ。)並びに指定数量の5分の1以上指定数量未満の第4類の危険物のうち動植物油類(以下「可燃性液体類等」という。)の貯蔵及び取扱いは、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。

(1) 可燃性液体類等を容器に収納し、又は詰め替える場合は、次によること。

ア 可燃性固体類(別表第8備考第5号エに該当するものを除く。)にあつては危険物規則別表第3の危険物の類別及び危険等級の別の第2類のⅢの項において、可燃性液体類及び指定数量の5分の1以上指定数量未満の第4類の危険物のうち動植物油類にあつては危険物規則別表第3の2の危険物の類別及び危険等級の別の第4類のⅢの項において、それぞれ適応するものとされる内装容器(内装容器の容器の種類が空欄のものにあつては、外装容器)又はこれと同等以上であると認められる容器(以下この号において「内装容器等」という。)に適合する容器に収納し、又は詰め替えるとともに、温度変化等により可燃性液体類等が漏れないように容器を密封して収納すること。

イ 略

数量以上のもの(以下「指定可燃物」という。)のうち可燃性固体類(同表備考第6号に規定する可燃性固体類をいう。以下同じ。)及び可燃性液体類(同表備考第8号に規定する可燃性液体類をいう。以下同じ。)並びに指定数量の5分の1以上指定数量未満の第4類の危険物のうち動植物油類(以下「可燃性液体類等」という。)の貯蔵及び取扱いは、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。

(1) 可燃性液体類等を容器に収納し、又は詰め替える場合は、次によること。

ア 可燃性固体類(別表第8備考第6号エに該当するものを除く。)にあつては危険物規則別表第3の危険物の類別及び危険等級の別の第2類のⅢの項において、可燃性液体類及び指定数量の5分の1以上指定数量未満の第4類の危険物のうち動植物油類にあつては危険物規則別表第3の2の危険物の類別及び危険等級の別の第4類のⅢの項において、それぞれ適応するものとされる内装容器(内装容器の容器の種類が空欄のものにあつては、外装容器)又はこれと同等以上であると認められる容器(以下この号において「内装容器等」という。)に適合する容器に収納し、又は詰め替えるとともに、温度変化等により可燃性液体類等が漏れないように容器を密封して収納すること。

イ 略

改正

(2) 可燃性液体類等(別表第8備考第5号エに該当するものを除く。)を収納した容器を積み重ねて貯蔵する場合には、高さ4メートルを超えて積み重ねないこと。

(3)・(4) (略)

2 (略)

3 前2項に規定するもののほか、可燃性液体類等の貯蔵及び取り扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準については、第30条から第31条の8まで(第31条の2第1項第16号及び第17号、第31条の3第2項第1号並びに第31条の7を除く。)の規定を準用する。

(劇場等の客席)

第35条 劇場等の屋内の客席は、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1)~(4) (略)

(5) 客席の避難通路は、次によること。

ア いす席を設ける客席の部分には、横に並んだいす席の基準席数(8席にいす席の間隔が35センチメートルを超える1センチメートルごとに1席を加えた席数(20席を超える場合にあつては、20席とする。))をいう。以下この条において同じ。)以下ごとに、その両側に縦通路を保有すること。ただし、基準席数に2分の1を乗じて得た席数(1席未満の端数がある場合は、そのは数は切り捨てる。)以下ごとに縦通路を

(2) 可燃性液体類等(別表第8備考第6号エに該当するものを除く。)を収納した容器を積み重ねて貯蔵する場合には、高さ4メートルを超えて積み重ねないこと。

(3)・(4) (略)

2 (略)

3 前2項に規定するもののほか、可燃性液体類等の貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準については、第30条から第31条の8まで(第31条の2第1項第16号及び第17号、第31条の3第2項第1号並びに第31条の7を除く。)の規定を準用する。

(劇場等の客席)

第35条 劇場等の屋内の客席は、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1)~(4) (略)

(5) 客席の避難通路は、次によること。

ア いす席を設ける客席の部分には、横に並んだいす席の基準席数(8席にいす席の間隔が35センチメートルを超える1センチメートルごとに1席を加えた席数(20席を超える場合にあつては、20席とする。))をいう。以下この条において同じ。)以下ごとに、その両側に縦通路を保有すること。ただし、基準席数に2分の1を乗じて得た席数(1席未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てる。)以下ごとに縦通路を

改正

改正

改正

保有する場合にあっては、片側のみとすることができる。

イ～オ (略)

(劇場等の客席)

第36条 劇場等の屋外の客席は、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 客席の避難通路は、次の各号に定めるところによらなければならない。

ア いす席を設ける客席の部分には、横に並んだいす席10席(いす背がなく、かつ、いす座が固定している場合にあっては、20席)以下ごとに、その両側に幅80センチメートル以上の通路を保有すること。ただし、5席(いす背がなく、かつ、いす座が固定している場合においては、10席)以下ごとに通路を保有する場合にあっては、片側のみとすることができる。

イ いす席を設ける客席の部分には、幅1メートル以上の通路を、各座席から歩行距離15メートル以下でその1に達し、かつ、歩行距離40メートル以下で避難口に達するように保有すること。

ウ まず席を設ける客席の部分には、幅50センチメートル以上の通路を、各まずがその1に接するように保有すること。

エ まず席を設ける客席の部分には、幅1メートル以上の通路

保有する場合にあっては、片側のみとすることができる。

イ～オ (略)

(劇場等の客席)

第36条 劇場等の屋外の客席は、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 客席の避難通路は、次\_\_\_\_\_に定めるところによらなければならない。

ア いす席を設ける客席の部分には、横に並んだいす席10席(いす背がなく、かつ、いす座が固定している場合にあっては、20席)以下ごとに、その両側に幅80センチメートル以上の通路を保有すること。ただし、5席(いす背がなく、かつ、いす座が固定している場合においては、10席)以下ごとに通路を保有する場合にあっては、片側のみとすることができる。

イ いす席を設ける客席の部分には、幅1メートル以上の通路を、各座席から歩行距離15メートル以下でその1に達し、かつ、歩行距離40メートル以下で避難口に達するように保有すること。

ウ まず席を設ける客席の部分には、幅50センチメートル以上の通路を、各まずがその1に接するように保有すること。

エ まず席を設ける客席の部分には、幅1メートル以上の通路

改正

を、各ますから歩行距離10メートル以内でその1に達するように保有すること。

(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)

第45条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1)～(6) (略)

別表第3(第3条関係)

種類					離隔距離(cm)					備考	
					入力	上 方	側 方	前 方	後 方		
(略)											
温 風 暖 房 機	気 体 燃 料 ・ 燃	不 密 閉 式 ・ 不 密 閉 式	半 密 閉 式 ・ 密 閉 式	バ ー ナ ー が 隠 ぺ い	強制対流型	19kW以下	4.5	4.5	60	4.5	注1：風道を使用するものにあつては15cmとする。 注2：ダクト接続型以外の場合にあつては100cm
					温風を前方 向に吹き出	26kW以下	10 0	15	15	15	

を、各ますから歩行距離10メートル以内でその1に達するように保有すること。

(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)

第45条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。

(1)～(6) (略)

別表第3(第3条関係)

種類					離隔距離(cm)					備考	
					入力	上 方	側 方	前 方	後 方		
(略)											
温 風 暖 房 機	気 体 燃 料 ・ 燃	不 密 閉 式 ・ 不 密 閉 式	半 密 閉 式 ・ 密 閉 式	バ ー ナ ー が 隠 ぺ い	強制対流型	19kW以下	4.5	4.5	60	4.5	注1：風道を使用するものにあつては15cmとする。 注2：ダクト接続型以外の場合にあつては100cm
					温風を前方 向に吹き出	26kW以下	10 0	15	15	15	

改正

燃 料 外	閉 式	対 流 型	すもの	26kWを超え70kW以下	10 0	15 0	10 注 1	15	とする。	
			温風を全周方向に吹き出すもの	26kW以下	10 0	15 0	15 0	15 0		
			強制排気型	26kW以下	50	10	10	10 0		
	密閉式	強 制 給 排 気 型	強制給排気型	26kW以下	60	10	10	10 0		
			不燃	半 密 閉 式	強 制 対 流 型	温風を前方	70kW以下	80		5
	温風を全周方向に吹き出すもの	26kW以下	80			15	—	15 0		
	強制排気型	26kW以下	50			5	—	5		
	密閉式	強 制 給 排 気 型	強制給排気型	26kW以下	50	5	—	5		
			上記に分類されないもの	—	10 0	60	60	60 注 2		

燃 料 外	閉 式	対 流 型	すもの	26kWを超え70kW以下	10 0	15 0	10 注 1	15	とする。	
			温風を全周方向に吹き出すもの	26kW以下	10 0	15 0	15 0	15 0		
			強制排気型	26kW以下	60	10	10	10 0		
	密閉式	強 制 給 排 気 型	強制給排気型	26kW以下	60	10	10	10 0		
			不燃	半 密 閉 式	強 制 対 流 型	温風を前方	70kW以下	80		5
	温風を全周方向に吹き出すもの	26kW以下	80			15	—	15 0		
	強制排気型	26kW以下	50			5	—	5		
	密閉式	強 制 給 排 気 型	強制給排気型	26kW以下	50	5	—	5		
			上記に分類されないもの	—	10 0	60	60	60 注 2		

改正



厨 房 設 備	気 体 燃 料 外	開放式	組込式こ ろ・グリ ル付こん ろ・グリ ドル付こ んろ	14kW以下	10 0	15 注	15 注	15 注	注：機器本 体 上方の側 方又は後 方の離隔 距離を示 す。	厨 房 設 備	気 体 燃 料 外	開放式	組込型こ ろ・グリ ル付こん ろ・グリ ドル付こ んろ	14kW以下	10 0	15 注	15 注	15 注	注：機器本 体 上方の側 方又は後 方の離隔 距離を示 す。	改正
			据置型レン ジ	21kW以下	10 0	15 注	15 注	15 注												
	不 燃	開放式	組込式こ ろ・グリ ル付こん ろ・グリ ドル付こ んろ	14kW以下	80	0	—	0			不 燃	開放式	組込型こ ろ・グリ ル付こん ろ・グリ ドル付こ んろ	14kW以下	80	0	—	0		改正

		ろ							
		据置型レンジ	21kW以下	80	0	—	0		
上記に分類されないもの	使用温度が800℃以上のもの	—		25	20	30	20		
				0	0	0	0		
	使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—		15	10	20	10		
				0	0	0	0		
	使用温度が300℃未満のもの	—		10	50	10	50		
				0		0			

(略)

備考  
1～3 (略)  
別表第8(第33条, 第34条, 第34条の2, 第46条関係)

品名	数量
(略)	

備考  
(1)～(7) (略)  
(8) 可燃性液体類とは, 法別表第1備考第14号の自治省令で定

		ろ							
		据置型レンジ	21kW以下	80	0	—	0		
上記に分類されないもの	使用温度が800℃以上のもの	—		25	20	30	20		
				0	0	0	0		
	使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—		15	10	20	10		
				0	0	0	0		
	使用温度が300℃未満のもの	—		10	50	10	50		
				0		0			

(略)

備考  
1～3 (略)  
別表第8(第33条, 第34条, 第34条の2, 第46条関係)

品名	数量
(略)	

備考  
(1)～(7) (略)  
(8) 可燃性液体類とは, 法別表第1備考第14号の総務省令で定

改正

<p>める物品で液体であるもの，同表備考第15号及び第16号の自治省令で定める物品で1気圧において温度20度で液状であるもの，同表備考第17号の自治省令で定めるところにより貯蔵保管されている動植物油で1気圧において温度20度で液状であるもの並びに引火性液体の性状を有する物品(1気圧において，温度20度で液状であるものに限る。)で1気圧において引火点が250度以上のものをいう。</p> <p>(9) (略)</p>	<p>める物品で液体であるもの，同表備考第15号及び第16号の総務省令で定める物品で1気圧において温度20度で液状であるもの，同表備考第17号の総務省令で定めるところにより貯蔵保管されている動植物油で1気圧において温度20度で液状であるもの並びに引火性液体の性状を有する物品(1気圧において，温度20度で液状であるものに限る。)で1気圧において引火点が250度以上のものをいう。</p> <p>(9) (略)</p>	<p>改正 改正</p>
--	--	------------------